

フィンランド及びイギリスにおける義務教育の評価制度の比較  
— 学力テスト、学校評価を中心に—

吉 田 多 美 子

- ① 我が国では今、公立学校における第三者評価の導入が検討されている。第三者評価機関のモデルとしては、我が国で教育改革の成功事例として注目される、イギリスの教育水準局が挙げられている。だが、近年教育水準局等の「英連邦系型NPM」は、過度の民営化の疲労と評価疲れから「北欧型」にシフトする傾向があるといわれている。本稿では、北欧型NPMの事例として、フィンランドにおける教育評価機関である国家教育委員会と、イギリスの教育評価機関である資格カリキュラム機構及び教育水準局を比較することで、両国の義務教育における評価制度の検討を行う。
- ② フィンランドでは、1988年まで国による学校査察が行われていたが、1990年代初頭から一連の行政改革の一環として、学校管理の分権化が進められるなかで、査察制度は廃止され、国家教育委員会が組織された。同委員会は、1990年代後半に、義務教育の最終年度である総合制学校の9年生で、学力テストの実施を開始した。このテストの目的は、ナショナル・コア・カリキュラムに沿った教育の達成度を評価し、教育の質と結果に関する情報を得ることにあり、過度な競争を防ぐため学校別順位は公表していない。また、学校評価は自己評価中心の教育評価が行われている。
- ③ イギリスにおける教育評価は、資格カリキュラム機構が実施する全国学力テストの結果を参照したうえで行われる、教育水準局の学校監察と外部評価である。資格カリキュラム機構は、全国共通カリキュラムの作成や全国学力テストを含む学力試験の枠組み作りなどを行う。全国学力テストの結果は、しばしば学校間競争に利用されてきた。現在は学校間格差に配慮した結果発表が行われている。教育水準局は、1992年に教育省の一部であった勅任視学局が独立した機関で、主な機能は学校及び地方自治体の教育部門等、あらゆる年齢層を対象とした教育機関に対する監察である。教育水準局は、創設以来監察活動の修正を3度行っており、現在の監察活動は学校の自己評価を中心に据えた内容となっている。この結果、現在では学校から受け入れられているが、さまざまな問題を抱えていることも確かである。
- ④ 自己評価を北欧型NPM手法の典型例と考えると、英連邦型NPMとして代表的な教育水準局の監察が自己評価制度を導入していることは、英連邦型NPMは少なくとも教育分野においては、北欧型NPMへシフトしつつある傾向と捉えることも可能ではないだろうか。また、フィンランド及びイギリスの教育評価の現状は、我が国における学校の第三者評価制度の設計において、多くの示唆を与えてくれるものと思われる。

# フィンランド及びイギリスにおける義務教育の評価制度の比較 —学力テスト、学校評価を中心に—

吉 田 多美子

## 目 次

はじめに

### I フィンランド・国家教育委員会

- 1 フィンランドにおける教育行政の概要
- 2 国家教育委員会による評価

### II イギリス・教育水準局

- 1 イギリスにおける教育行政の概要
- 2 資格カリキュラム機構（QCA）及び教育水準局による評価

おわりに

## はじめに

我が国の公立学校でも、学校自身によって実施される「自己評価」、学校に直接間接に関係する人物による「外部評価」は、既に多くの学校で導入済みである<sup>(1)</sup>。一方、学校関係者以外の第三者による外部評価が行われている事例は比較的少なく、文部科学省は平成18年度より第三者評価の試験的導入を開始し、現在この評価の「評価」が待たれているところである。また今国会（第166国会）で審議中の学校教育法の改正案にも、各学校への評価の義務付けが盛り込まれている<sup>(2)</sup>。

昨年10月に内閣に設置された教育再生会議は、その第一次報告で第三者による学校の外部評価・監察システムの導入を提言した<sup>(3)</sup>。この評価機関のモデルとしては、イギリス教育水準局（Office for Standard in Education：Ofsted 以下「教育水準局」とする）が想定されているようである<sup>(4)</sup>。日本版教育水準局の設置を志向すべきとの主張はこれまでもあり<sup>(5)</sup>、昨今の我が国における教育改革の議論においては特に、イギリス教育改革の事例が取り上げられることが多い<sup>(6)</sup>。その理由のひとつとして、イギリスをはじめとしてニュージーランドなど英連邦系諸国を中心に形成され、国際的な広がりを見

せている市場化・民営化の強いNew Public Management（以下NPMとする）手法が、我が国で関心を集めていることが挙げられよう。この手法は、民間企業における経営理念・手法や成功事例などを可能な限り行政現場に導入することを通じて、行政部門の効率化・活性化を図ろうとするもの<sup>(7)</sup>である。

NPMは、市場メカニズムの適用範囲の違いによって「英連邦系型」と「北欧型」とに分かれる<sup>(8)</sup>ことはあまり知られていない。NPMを主導してきた「英連邦型」では、トップダウン的なアプローチで民営化やエージェンシー化を幅広く適用することで、自律的な組織改革を先導させてきた。これに対して、スウェーデン・フィンランド・ノルウェーのような北欧諸国では、民営化などは緩やかに適用することに留めている。さらに近年では、「英連邦系型NPM」は、過度の民営化の疲労と評価疲れから「北欧型」にシフトする傾向がある、といわれている<sup>(9)</sup>ほか、英連邦型及び北欧型NPMが接近するなか、最終的には収斂しつつある、との指摘もある<sup>(10)</sup>。教育分野においては、教育水準局の学校監察制度の変化を含め、昨今のイギリス教育改革は、「北欧型」にシフトする傾向があるように思われる。

本稿では、北欧型NPMの事例として、フィ

(1) 文部科学省「学校評価及び情報提供の実施状況調査結果の概要（平成16年度間 調査結果）」〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/01/06011710.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/01/06011710.htm)〉による。

(2) 「学校教育法等の一部を改正する法律案（第166国会 閣法第90号）」〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/166.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/166.htm)〉

(3) 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～—第一次報告—」（平成19年1月24日発表）〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0124.pdf>〉

(4) 「学校評価制度 モデルは英式一元監査」『毎日新聞』2006.10.27.

(5) 中西輝政監修『サッチャー改革に学ぶ教育正常化への道』PHP研究所、2005。は、2004年に与野党国会議員（自由民主党4名、民主党2名）が「英国教育調査団」を結成し現地調査を行った報告である。

(6) 例えば現総理大臣である安倍晋三氏の著書『美しい国へ』文芸春秋、2006.の第7章「教育の再生」においても、教育水準局を含むイギリス教育改革の事例が引用されている。

(7) 渡邊あや「北欧における教育分野の評価」『日本教育政策学会年報』12号、2005、p.43.

(8) 大住莊四郎『ニュー・パブリック・マネジメント：理念・ビジョン・戦略』日本評論社、1999、pp.35-40.

(9) 渡邊 前掲注(7)、p.44.

(10) 大住莊四郎「NPMによる北欧型マネジメントモデル」『国土交通政策研究』29号、2003.10、p.1. 〈<http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk29.pdf>〉

ンランドの教育評価機関である国家教育委員会を取り上げ、同委員会の学力の質保証手段を、イギリスの教育水準局のそれと比較することとする。今回、北欧諸国の中で特にフィンランドを取り上げたのは、2004年のOECD（経済協力開発機構）のPISA（生徒の学習到達度評価）で「学力世界一」となり、世界的にもその教育政策が注目を集めていること、また国家教育委員会が、評価機関でありながら学校監察を実施しておらず、イギリスの教育水準局と非常に対照的な教育評価機関であるためである。

なお本稿は、筆者が2006年11～12月にかけてイギリスとフィンランドの各教育機関を訪問した際の、関係者との面談内容や入手資料に基づくものである。

## I フィンランド・国家教育委員会

### 1 フィンランドにおける教育行政の概要

#### (1) 国の教育行政機関

フィンランドには、中央政府の教育行政機関として教育省（Ministry of Education）と国家教育委員会（National Board of Education）が存在する。図1は、フィンランドにおける教育機関の関係図である。国家教育委員会は教育省の下部組織ではあるものの、一定の独立性を有する機関である。2機関の機能は、次の通りである。

教育省の職員は行政官であり、学校建物や教師の給与など、教育条件の整備も教育省で扱っ

ている。教育に関する制度構築や権限規定などの政治的決定に係る業務に関与する。国家教育委員会ははじめ下部機関の予算策定も行っている。義務教育費については、国が基礎自治体ごとに必要経費を算定し、そのうちの45%を国が、55%を基礎自治体が負担することになっている<sup>(11)</sup>。フィンランドでは、基礎自治体<sup>(12)</sup>ごとに必要経費は異なるという認識があり、各自治体の実情に応じて総額を見積もることも、教育省の業務である。

一方、国家教育委員会は、教育内容の全体的な枠組みであるナショナル・コア・カリキュラムの策定、国レベルでの教育評価、開発的任務（国が重要とみなす教育政策<sup>(13)</sup>について、教育の提供主体である基礎自治体<sup>(14)</sup>の支援を行う）、情報サービス（教育統計や教育データベースの提供、国際的な情報交換）など、主に教育内容の水準維持に係わる非政治的かつ専門的な業務を担当する。このように国家教育委員会が教育内容と教育方法を統括しているため、これらが一時的な政治の論理や地方の利害に流されて決定されることのないよう、学校教育に関する各分野の専門家集団<sup>(15)</sup>で形成されている<sup>(16)</sup>。

フィンランドでは、1988年まで国による学校査察が行われており、各学校は、毎年詳細な計画を作成し、査察官の承認を得なくてはならなかった。しかし、一連の行政改革の中で学校管理の分権化が目指され、1991年までに漸次査察制度は廃止、同年国家教育委員会が設置された。現在では、国家教育委員会は、教育省との

(11) 具体的には、各自治体に必要と思われる児童生徒一人当たり予算額を国が算出、これを45：55の割合で国と基礎自治体が負担する。近年フィンランドにおいては南部の都市（ヘルシンキ、エスポー）に人口が集中する傾向があるのに対して、北部は人口密度の低い自治体が多いうえ、最北部の自治体はフィンランド語とサーミ語の2言語を公用語としているため両言語ができる教師を雇用する義務があり、南部都市部より児童生徒一人当たり教育費は高い（筆者が2006年11月27日、ラップランド県教育部門において受けた説明による）。

(12) フィンランドにおいて教育の提供主体は、市町村レベルである“municipality”である。

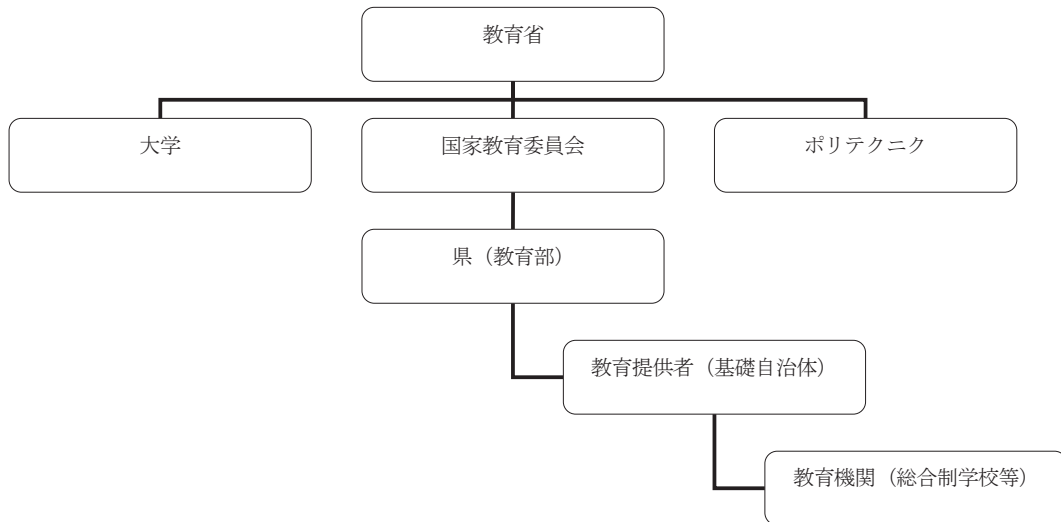
(13) 例えば、フィンランドでは国家プロジェクトとして理数科教育推進のためのLUMAプロジェクトと、読解力向上のためのLUKU-Suomiプロジェクトを国家プロジェクトとして行っていた（いずれも現在は終了）。

(14) フィンランドにおいて教育の提供主体は、市町村レベルである“municipality”である。

(15) 教育学、各教科、心理学などの専門家から成る集団。筆者が面会した国際関係部副部長Reijo Laukkanen氏も教育学博士（Ph.D.）を持っており、学会等での発表活動も頻繁に行っている。

(16) 福田誠治『競争やめたら学力世界一：フィンランド教育の成功』（朝日選書 797）朝日新聞社、2006、p.96。

図1 フィンランドにおける教育機関



(出典) 筆者がフィンランド国家教育委員会で入手した同委員会作成資料“Finnish National Board of Education”の“The Administration of Education”を訳出。

間で3年に一度、協同で国としての教育成果を検証する機会を持つこととなっている。これにより、政治的決定に関与しない国家教育委員会による教育評価を、教育省の政策決定へ反映させることが可能となった。

## (2) 地方自治体及び学校

フィンランドの地方自治制度は、12の県とその下に置かれる444の基礎自治体から成る一層制である<sup>(17)</sup>。12の県 (state)<sup>(18)</sup>は国の出先機関であり、教育における県の関与は限定的で、特に予算権限は全く持っていない。各県の教育への関与としては、各県の教育の実施や法の遵守状況のモニタリング、学校や基礎自治体への情報提供サービス、現職教員の再教育<sup>(19)</sup>などが挙げられる。

フィンランドにおける義務教育の提供責任は

この基礎自治体にある。基礎自治体は、学校設置義務を持ち、学級編成の基準の策定や学校への予算配分などを行っている。しかし基礎自治体の権限の多くは、実質的には教育の提供主体である各学校単位に委譲されている。各学校は教員の雇用を行う<sup>(20)</sup>ほか、予算の使用、学級編成<sup>(21)</sup>、カリキュラム編成などにおいても多くの裁量が認められている。

各学校は、年度ごとに計画<sup>(22)</sup>を作成し、基礎自治体に提出することとされている。各年度終了時には、この計画の実施状況について自己評価を行い、結果について基礎自治体と協議をする。基礎自治体と学校との協議は、あくまで教育成果の向上を目指すために行われるもので、査察やチェック、学校間競争を促進する目的のためではない<sup>(23)</sup>。また評価結果によって、基礎自治体が各学校への予算配分額の変更

(17) 山田真知子「フィンランドの地方自治制度の現状と課題」『北方圏生活福祉研究所年報』10号, 2004, p.58.

(18) 竹下譲監修・著『新版 世界の地方自治制度』イマジン自治情報センター, 2002, p.236.

(19) 筆者がラップランド県教育部門で受けた説明によれば、現職教員の再教育について県は国の予算を使用して行う。また基礎自治体単位でも再教育を行っているため、県の専権事項ではない。

(20) 教員は形式的には市から雇用されているが、採用は学校 (学校評議会) 単位で行われる。そのため、他の学校に異動することはない。異動を希望する教員は勤務する学校を退職の上、他の学校の募集に応募し合格しなくてはならない。

(21) 基礎自治体は学級編成の最低基準を定めるのみで、実際の雇用は各学校の裁量に任されている。

(22) 例えば不登校の児童を5人から2人に減少するなどの具体的な数値目標も含まれる。

(23) ヘルシンキ市教育部のEeva Penttila氏によれば、現在では査察を取り入れる予定は全くないという。

等の措置を行うことはない。

フィンランドでは、義務教育段階において学校選択制は取り入れておらず、また全国の学校の95%以上が公立学校である。そのため、殆どの児童生徒は居住する地域の公立の総合制学校<sup>(24)</sup>に進学する。基礎自治体による学校間格差の解消手段として、例えばヘルシンキ市では、市統計を利用して移民や薬物問題の多い地域を“deprived area (恵まれない地域)”と指定し、指定地域の総合制学校に、通常より多くの教育予算を配分している。追加予算の使用方法は、各学校の裁量に任されているが、多くの場合、教員の追加的雇用、サイコロジストやカウンセラーの採用など、学習上問題を持つ生徒にきめ細かい配慮を行うために使われることが多い<sup>(25)</sup>。

## 2 国家教育委員会による評価

### (1) 教育機会均等達成のための学力テスト

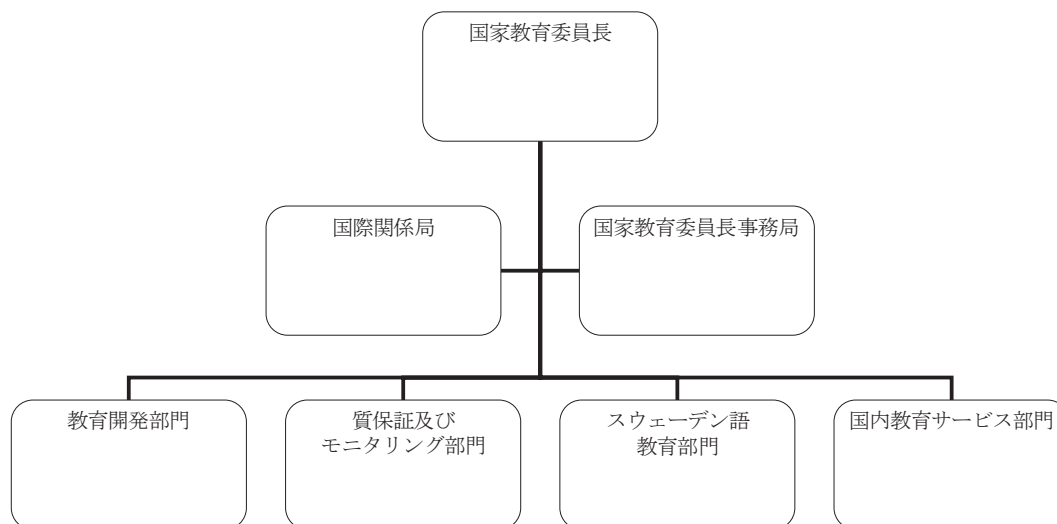
前述のとおり、国としての教育評価は国家教育委員会が所管する。このうち、義務教育に

おける評価は、①学習成果評価（学力テストなどの学習成果を分析の対象とし、教育機会の均等が保証されているかどうかを検証する）、②個別の教育政策・戦略に関する評価（特定のプロジェクトやプログラムについて行われる施策評価・事業評価）が挙げられる<sup>(26)</sup>。このうち、本節では、教育機会の均等達成の手段とされている学習成果評価について、その概略を述べる。教育機会の均等は、フィンランドの教育政策の最も大きな柱である。

図2は国家教育委員会の内部組織図である。学習成果評価については、同委員会の質保証及びモニタリング部門が担当している。

国家教育委員会は、1990年代後半に、義務教育の最終年度である総合制学校の9年生において、学習成果検証のための学力テストの実施を開始した。テストの目的は、ナショナル・コア・カリキュラムに沿った教育の達成度を評価し、教育の質と結果に関する情報を得ることにある。フィンランドでは1990年代に教育の地方分権が大幅に進み、各学校の裁量権が拡大し

図2 フィンランド国家教育委員会組織図（2006年4月現在）



(出典) フィンランド国家教育委員会作成資料“Organization of The Finnish National Board of Education”を訳出。なお、教育開発部門は基礎教育、職業教育、生涯教育部門が統合されたものである。

<sup>(24)</sup> フィンランドの義務教育学校をいう。日本の小学校と中学校段階を併せたもので、9年制である。

<sup>(25)</sup> 筆者が訪問したヘルシンキ市立ベサラ総合制学校は、同市東部のdeprived areaに指定されているが、このようなエリアに指定されることについて校長や教師はむしろ追加予算を配分されてありがたい、と話していることが印象的であった。

<sup>(26)</sup> 渡邊 前掲注(7), p.46.

た。1992年の教科書検定の廃止に続き、1994年以降ナショナル・コア・カリキュラムが大綱化された<sup>(27)</sup>ため、教育内容についても各学校の裁量の範囲が大幅に広がった。一方で各学校の裁量の拡大は、個性重視と選択の自由という新自由主義的教育政策への影響という側面を持つものだったと言われている<sup>(28)</sup>。しかし、フィンランドでは、教育は社会的平等の実現に寄与するためにあるという理念が強かったため、1990年代前半から性別、階層、地域の違いを超えた教育の提供の保障を確認するための手段として、教育活動に対する評価活動が重視されるようになった。フィンランドにおける教育評価活動は多岐にわたるが、その指標のひとつとして、児童生徒の学力状況を把握することが必要とされ、学力テストが導入されることとなった<sup>(29)</sup>。

この学力テストは、地域ごとに一定の人数を抽出して実施するサンプル調査で、悉皆調査ではない。それはフィンランドの各学校の位置づけ、及び学力テストの実施目的という2点から導かれるものである。前者については、各学校は基礎自治体の管轄下にあるため、基礎自治体や親に対しては説明責任を持つが、国に対しての説明責任はないと考えられている。そのため、基礎自治体が管轄する全公立学校が、国の命令に応じてデータを抽出する義務はない、とされる。後者については、前述の通り、学力テ

ストで得られたデータは教育機会の均等達成のために利用するものであるから、サンプルデータで十分であり、悉皆調査を行う必要はないと考えられている。

テスト結果の公表についても、サンプル調査であること、その目的が教育機会の平等の実現という目的に照らして、学校間や自治体間のランキングを行うことは公正でないと考えられていることから、データの公表は行われていない<sup>(30)</sup>。

## (2) 学力テスト実施の流れ

国家教育委員会による学力テスト実施事業の予算は、教育省から配分される<sup>(31)</sup>。実施までには1.5年から2年を要し、この過程は7段階(①測定道具等の準備、②本テスト実施前の試行であるプリテストの実施、③サンプルの準備、④データ収集、⑤学校へのフィードバック、⑥データ分析、⑦ナショナルレポートの発行)に分かれ、一連の作業が終了するのに1年6ヶ月から2年を要する。国家教育委員会は、評価プロジェクトの実施に当たり、質保証及びモニタリング部門のスタッフによるチームを結成する。このチームは、プロジェクトリーダー、秘書、研究者で構成され、研究者は、データのサンプリングや統計的分析などの、専門的な作業を担当する。

学力テストの内容的妥当性<sup>(32)</sup>を保証するために、次の3点が決められている。①テスト対

(27) 筆者がフィンランド国家教育委員会で面会したDr. Reijo Lakkanenによれば、1985年のナショナル・コア・カリキュラムは330ページという大部のものだったが、94年にはその3分の1近い120ページになったという。

(28) 橋本紀子「国際学力調査に示されたフィンランドの子どもたちの学力とその教育」『高校のひろば』563号, 2005.Sum, p.24.

(29) 全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議(第1回:平成17年11月16日)配布資料 参考資料7『諸外国における学力調査について』

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/031/shiryo/05120201/009.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/031/shiryo/05120201/009.htm))

(30) Reijyo Laukkanen『Evaluation Policy of Basic Education in Finland』(筆者がフィンランド国家教育委員会で著者から入手)

(31) 国家教育委員会の予算は、①教育省からの固定予算②教育省との協議で決定される予算③sell service(国家教育委員会が追加的に収入を得る手段。具体的には作成資料の販売や、自治体への追加的サービスなどを行っている)による予算の三本立てとなっている。このうち、アセスメントの予算は①あるいは②に含まれるという意味である。

(32) 内容的妥当性とは、辰野千壽ほか編『教育評価事典』図書文化社,2006,p.66.によれば、「テスト項目が評価しようとしている項目をどの程度カバーしているか」を見るものである。

象のサンプル人数は4,000-5,000名とすること、②ナショナル・コア・カリキュラムの達成度を測る目的から、テスト内容には同カリキュラムに記載されている達成目標の対象項目が70-80%含まれること、③テスト作成者はテスト対象年齢の児童生徒を教えるエキスパート(教師経験者)でなくてはならないこと、である。

サンプル対象校に選ばれた学校は、学校ごとに作成された報告書の受理が可能である。早い段階で結果をフィードバックすることが非常に重要であるため、国家教育委員会は、実施テストの結果のうち、最も関心が高い事項については1ヶ月以内、それ以外の事項についても遅くとも2ヶ月以内には、学校に報告書を送付している。報告書には、全体の平均値及び自校の平均値が記載されているため、各学校は、全体の平均値と比較することで、自校の教育方法を再検討することが可能になる。

### (3) 学力テスト結果の利用

国家教育委員会は、テスト結果を、教育機会の均等を実現するための手段としてのみ活用している。同委員会による評価活動と政策的事項が連動する具体例として、『フィンランドの総合制学校における機会均等に関する評価1998-2001』(国家教育委員会刊, 2002年)<sup>(33)</sup>が挙げられる。同評価は、学力テストを実施した学校間の成績の比較を行っており、その目的は特に男女間、地域間の相違を見出すことである。地域間の相違については、成績の上位校と下位校の分布を地域別に検討し、教育の平等性が地

域によってどのような影響を受けるかを分析している。その結果、ヘルシンキ市と比較して、北部フィンランドに成績下位校が多く存在することが確認されている<sup>(34)</sup>。国家教育委員会は、このような評価作業を通じ、教育における学校間及び地域間格差が依然として存在し、むしろ拡大傾向さえ見られることを認めている。

この調査結果を、教育機会の均等の実現に活用すべく、国家教育委員会はナショナル・コア・カリキュラムを改訂した。国家教育委員会が2004年1月に承認、2006年に完全導入された改訂ナショナル・コア・カリキュラムでは、90年代に大幅に削減されたカリキュラム内容に関する規定について、全体分量が少し増加したうえ、新たに文化的・言語的マイノリティ<sup>(35)</sup>に対する教育機会の保障に関する規定が加えられた<sup>(36)</sup>。今回の改訂は、国家教育委員会が、現状では不十分だが、今後教育機会均等実現のために必要とされる取組を明文化することで、より積極的に推進しようとしているものとの見方もある<sup>(37)</sup>。このように、改訂カリキュラムは、支援体制の整備を掲げ、到達目標を明確な形で示すことで、教育活動の指針としての役割を以前より増大させ、教育の質と機会均等をさらに保障することを目指したものとなっている。

## II イギリス・教育水準局

### 1 イギリスにおける教育行政の概要

#### (1) 国及び地方の教育行政機関

イギリス<sup>(38)</sup>には、中央政府の教育行政機関

<sup>(33)</sup> Ritva Jakku-Sihvonen and Johma Kuusela "Evaluation of the Equal Opportunities in the Finnish Comprehensive Schools 1998-2001", <<http://www.edu.fi/julkaisut/evaluation11.pdf>>

<sup>(34)</sup> 橋本 前掲注28, p.28.

<sup>(35)</sup> フィンランドにおいては、フィンランド語とスウェーデン語が公用語とされるが、北部フィンランドの一部ではサーミ語も公用語とされる自治体がある。

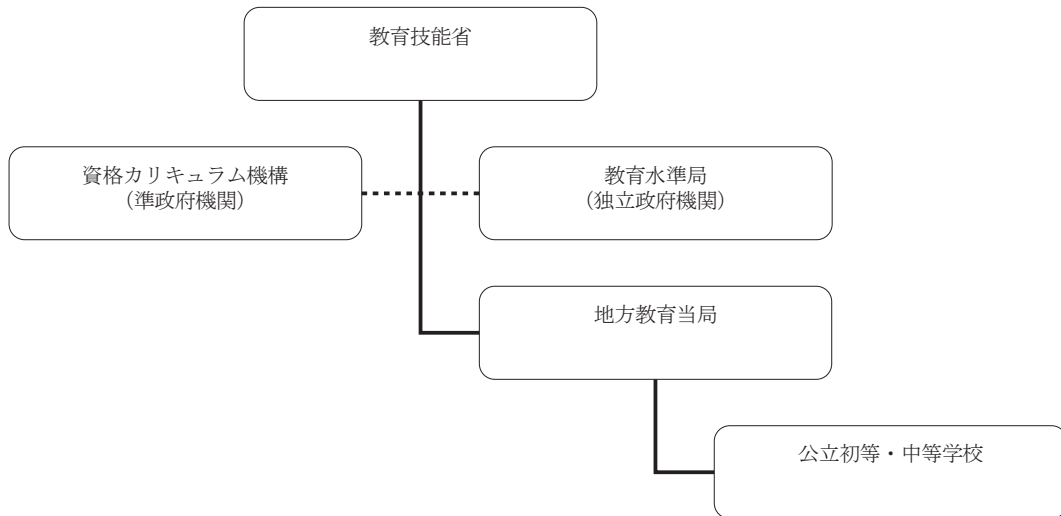
<sup>(36)</sup> 渡邊あや「強さは10年に1度の「カリキュラム改革」が作った」『週刊教育資料』855号, 2005.3.28, p.15.

<sup>(37)</sup> 同上.

<sup>(38)</sup> イギリスはイングランド、スコットランド、ウェールズ、アイルランドの4つの地域から構成されており、教育行政もそれぞれの地域ごとに実施されている。本稿では、イングランドについて述べる。



図3 イギリス（イングランド）の教育行政機構



(出典) 文部省『諸外国の行財政制度』(『教育調査』126集, 2000.4), p.53等を参照し作成。

として教育技能省 (Department for Education and Skills) が存在する一方、独立政府機関 (Non-Ministerial Government Department) 及び準政府機関 (Non-Departmental Public Bodies) が教育の質の維持と検証に大きな役割を果たしている。教育評価においては、準政府機関である資格カリキュラム機構 (Qualification and Curriculum Authority以下QCAとする。) が全国共通カリキュラムを作成し、全国学力テストを実施している。このテストの結果を参照したうえで、学校の外部評価を行っているのは、独立政府機関である教育水準局である。近年、QCAの人員は合理化により削減される<sup>(39)</sup>一方で、教育水準局の人員は増員され、その機能は強化される傾向にある。

イギリスの地方自治体は、2層制もしくは1層制の自治体として説明される。地方圏においては、34の県 (County) と日本の市町村にあたる238のディストリクトの2層制である。一方、大都市圏はバラ (Borough) という1種

類の自治体が県とディストリクトの両方の業務を管轄している一層制である。ただし、ロンドンのみ例外的に大ロンドン庁があり、その下に32のロンドンバラ (London Borough) と1つのシティ (City of London) があるという2層制になっている<sup>(40)</sup>。なお、公立学校については、地方圏では県が、大都市圏ではバラが管理し、ロンドンでは、バラとシティが管理している。これら自治体ごとの地方当局 (Local Authority) の教育部門である地方教育当局 (Local Education Authority 以下LEAとする。)<sup>(41)</sup>も各自治体の公立学校の監督を行っており、これら機関も教育水準局が行うのとは別に、各学校の監察を実施している。

## (2) 学校

すべての公立学校には学校理事会 (School Governing Board) が置かれることが「1998年学校水準・枠組法 (School Standards and Framework Act 1998)」<sup>(42)</sup>で定められている<sup>(43)</sup>。

<sup>(39)</sup> 筆者が2006年12月8日に、QCAロンドン本部を訪問し面会した国際プロジェクトコーディネータのRussell Armstrong氏によれば、かつて600人だったスタッフ数は、現在は教育技能省との協議で400人に減少したとのこと。

<sup>(40)</sup> 竹下 前掲注(18), pp.40-43.

<sup>(41)</sup> 以前は独立して存在していたが、現在では自治体の一部局として教育を担当する。また、自治体によっては教育を含めた子どもに関する施策を担当するところとして存在する場合もある。

学校における最高意思決定機関は学校理事会で、校長はじめ教職員は、学校理事会によって雇用される<sup>(44)</sup>。また校長以外の教職員の採用については、校長が判断を行ったうえで、学校理事会が承認する仕組みとなっている<sup>(45)</sup>。学校理事会の人数は学校種別、児童生徒数によって異なり、構成員も若干異なるが、①親、②LEA代表、③地域代表、④学校スタッフ（校長、教員、職員）代表、から構成されるのが一般的である。

各学校には多くの権限が委譲されており、特に予算については、各学校の裁量額が大きい。通常教育予算に関しては、教育技能省が、formulaと呼ばれる計算式<sup>(46)</sup>に基づいて地方自治体に配分し、各自治体は、独自の計算式に基づき各学校に配分する。配分された予算の使用は、我が国と異なり、各学校の裁量に任されている<sup>(47)</sup>。各学校の予算案は、学校理事会に属するサブ・コミッティー（予算委員会）が予算案を学校理事会に提出し、承認する仕組みとなっている<sup>(48)</sup>。

また通常予算に加えて、年度ごとに政府が重点を置く政策分野（2006年度はエスニック・マイノリティや移民の子どもに対する教育）に関する様々な補助金が対象校に配分されることもあ

る<sup>(49)</sup>。

## 2 資格カリキュラム機構（QCA）及び教育水準局による評価

ここでは国としての教育評価のうち、QCAの実施する全国学力テストと、このテスト結果を参照したうえで行われる、教育水準局の学校監察と外部評価について述べる。

### (1) 資格カリキュラム機構による評価—学力テスト—

#### (i) 組織の概要

QCAは、1986年に職業資格を認定する職業資格委員会（National Council for Vocational Qualifications）として設立され、1997年に改組されて現在の機構となった。主な機能としては、全国共通カリキュラムの作成及び全国学力テストを含む学力試験の枠組み作り、国際学力調査への対応のほか、職業資格付与団体の認定を行っている。定員は、以前は600名であったが、政府（教育技能省）との協議で大幅減員され、現在400名である<sup>(50)</sup>。またQCA内には、National Assessment Agency（国立評価機構 以下NAAとする。）という独立性を持った組織があるが、これは過去に全国学力テストの採

(42) 1998年教育法は、HMSOオンライン〈<http://www.opsi.gov.uk/ACTS/acts1998/80031-k.htm#36>〉で閲覧可能。第36条第1項に設置義務が定められている。

(43) 榎本剛『英国の教育』財団法人自治体国際化協会、2002、p.39。

(44) 形式上は教育を管轄する自治体単位の地方公務員であるが、各学校単位で採用される。

(45) 筆者が2006年12月11日に訪問した、ロンドンの公立学校であるDalmain Primary Schoolの学校理事会の事例である。

(46) 筆者が2006年12月7日、イギリス教育技能省のDavid Wood氏より受けた説明によれば、計算式は非常に単純なもので、一人当たりの義務教育費を各自治体の児童・生徒数に応じて配分するとのことである。

(47) 例えば学校予算全体のうち、教員給与の割合は8割でも9割でもかまわないくらい、予算の裁量は各学校に任されている。ただ、実際大抵の教師は学校予算の配分の最も効果的な使用方法（“Best Value”と呼ばれる）が頭に入っているといわれているという（筆者がDalmain Primary School訪問時に校長から受けた説明による）。地方自治体は、学校予算に関しては予算オーバーがないかどうかをチェックするのみである。

(48) 1998年学校標準枠組み法で規定されている。

(49) しかし国や地方自治体の通常教育予算配分においては、variableと呼ばれる変数（移民や、特別支援教育を必要とすると書かれたステートメントを持たない軽度障害児など、通常学校において追加的な支援教育を必要とする児童生徒数）を考慮しないことを問題視する声もある。

(50) 筆者が2006年12月8日に、QCAロンドン本部を訪問し面会した国際プロジェクトコーディネータのRussell Armstrong氏の説明による。

点不正疑惑があったことから、2004年に不正監視機関として設立されたものである。NAAは、全国学力テストの開発及び外部採点の一貫性と基準の保証について責任を持ち、定員は10名程度である。現在では、全国学力テストの問題作成を民間会社に委託しているため、QCA内で同テスト関連業務に直接携わっているのは、NAAを含め約35名とのことである<sup>(51)</sup>。

## (ii) 全国学力テストの作成と実施

全国学力テストの作成の流れは、次の通りである。まずNAA職員が問題数など具体的なテストの枠組みを定めた後、問題作成を民間会社1社に委託する。入札制度があり、現在は、“Edexcel Foundation”という大手教育関連会社に、2年契約で委託されている。テスト問題をQCAが作成せず委託を行う理由は、民間会社のほうがQCAよりも安く<sup>(52)</sup>内容的にも妥当性のある問題を作成する能力がある、と考えられているためである<sup>(53)</sup>。ただし、“Edexcel Foundation”の職員の多く（特に幹部）は、以前QCAに在籍していた職員で、QCAの人員削減により同社に移ったという経緯がある。なお、テスト作成会社は、テスト問題の作成に当たっては、①ナショナル・カリキュラムをカバーすること、②適切な難易度を保つこと、③アクセス可能な言語であること、④依頼者であるQCAに対して忠実であること、が求められる。

全国学力テストの開発から実施までには、約2年間を要する<sup>(54)</sup>。まず、テスト問題作成を

委託された会社は、テスト問題案を作成し、非公式に試行を重ねた後、サンプル校で、第1回プレテストを実施する。プレテスト問題の分量は、実際に行われる全国学力テストの2倍ほどある。第1回プレテスト実施後、教師やその他教育関係者が、プレテストのデータを利用して、問題の妥当性等について、さまざまな検証を行う。第2回プレテストでは、殆ど最終版の形式でテストを実施し、その後最終修正が行われる。このような過程を経て、委託会社からNAA(QCA)にテスト問題の引渡しが行われ、本テスト実施となる。全国学力テストは、義務教育の11年間を4つの段階（キーステージ）に分け、それぞれの最終学年の全員を対象として行われる。キーステージ1は初等学校1年から2年、キーステージ2は初等学校3年から6年、キーステージ3は中等学校1年から3年、キーステージ4は中等学校4年から5年の各時期である。最近では、キーステージ1のテストは殆どが教師の内申点で代替されている。そのためテストの中心は、キーステージ2、キーステージ3、そしてキーステージ4終了時の中等学校修了資格試験（General Certificate of Secondary Education : GCSE）となっている<sup>(55)</sup>。

QCAから各学校へのテスト問題の送付は4月に行われ、5月の1週間を使ってテストが実施され（日程は全国共通）。テスト結果の発表は、概ね11月から12月である。教育技能省発表の学校成績表（School Performance Table）<sup>(56)</sup>データを利用し、大手マスコミ各社は各学校の順位が示されたリーグ・テーブル（League Table）

(51) 同上。

(52) 前掲 Russell Armstrong氏の説明によればコストを安く上げるという観点では、このほか採点業務について今後インドにデータ分析等の外注を行うことも検討しているというが、データの安全性などからまだ確定してはいないとのことである。

(53) 前掲 Russell Armstrong氏の説明によればナショナル・カリキュラムについては現在もQCA内で作成しており、外注は考えていないとのことだった。

(54) 筆者がQCAで入手したQualifications and Curriculum Authority, *Annual Review 2005*, p.20.に掲載がある。

(55) 小松郁夫「学校が子どもたちの社会的実践力を育成する場となるために—イギリスの学力調査と学校評価に学ぶ—」『BERD』4号, 2006.3, p.23.

(56) イギリス教育技能省ホームページ上に結果が公表されている。以下のアドレスで閲覧可能。〈<http://www.dfes.gov.uk/performance/tables/index.shtml#>〉

を作成して公表する<sup>(57)</sup>。学校選択制が導入されているイギリスでは、新入学生の親は、このリーグ・テーブルを参照したうえで、学校選択を行うといわれている<sup>(58)</sup>。

(iii) 全国学力テストの影響—学校選択制を中心に—

ロンドンにおける初等学校の選択範囲は、各児童が居住するバラ内であるが、中等学校についてはロンドン内の全ての公立学校を選択することができる。このため、人気のある学校の倍率が非常に高くなるほか、人気校が位置する地域の地価が上昇する現象も一部では見られる。しかし、ロンドンにおける貧困層の多くは、中等学校までバラ内の学校に進学する率が高い<sup>(59)</sup>。その理由としては通学交通費の問題のほか、親の教育熱の低さという問題が挙げられている<sup>(60)</sup>。イギリスでは、単純な経済的貧困理由だけではない、親の子どもの教育に対する関心、子どもの家庭学習を支援できるような親の基礎学力の低さなど、いわゆる家庭における文化的貧困の問題も課題とされている<sup>(61)</sup>。ロンドン中心部は、地域により居住する民族や社会的階層が異なるため、貧困かつ教育に関心が低い層が居住するバラでは、公立学校の教育は、多くの困難を抱えているという。

教育技能省の学校成績表には、各学校の平均点、各キーステージで到達が望ましいとされる

段階の各レベルへの到達率のほか、キーステージ1で受けたテストと各キーステージの結果を平均点ベースで比べ、その差を児童の成績の伸びとみなす付加価値度(value added measure)<sup>(62)</sup>、各学校の児童在籍率(school mobility indicator: キーステージ1からキーステージ2の間で、同一児童がどの程度在籍しているかを示す)、特別支援教育を必要とする児童の割合などが掲載されている。特に付加価値度は、各学校が設置されている地域の事情が考慮されていないという批判から、2003年に導入された指標である。このように、教育技能省は成績公表に際しテスト得点のみを示し、いたずらに学校間競争を煽るようなことを意図しているわけではない<sup>(63)</sup>。ただ、実際に親が目にするリーグ・テーブルにおいては、各学校の「平均点」「国語、算数、科学におけるレベル4到達率」「付加価値度」のみとなっており(イギリス高級紙*Guardian*の“League tables 2006”<sup>(64)</sup>におけるキーステージ2の例)、付加価値度以外の各学校の立地条件など個別の事情を考慮した変数は掲載されていない。

全国学力テストの結果は、その意図とはうらはらに、しばしば学校間競争に利用されており、その弊害は広く認識されている<sup>(65)</sup>。次項で取り上げる教育水準局の行う学校評価でも、全国学力テストの結果は利用されているが、現在では、各学校の個別の事情を勘案し自己評価も取り入れた総合的評価を行っている。

(57) 2006年度の初等学校結果は、同年12月7日に発表された。

(58) 佐貫浩『イギリスの教育改革と日本』高文研, 2002, p.9.

(59) 筆者が2006年12月12日に訪問したサザーク・バラのサザーク学校リーダーチームでシニアリーダーのAnn Shapiro氏からの聞き取りによる。

(60) ボンソップ・チョイ「イギリス教育改革と親の学校選択」『教育』735号, 2007.4, p.75.

(61) 勝野正章「イギリス教育改革における家族とコミュニティ」『教育』735号, 2007.4, pp.67-68.において、家庭内社会関係資本の問題として論じられている。

(62) 文部科学省『諸外国の教育の動き 2003』(『教育調査』132集, 2004.3), p.51.

(63) 筆者が2006年12月8日に、QCAロンドン本部を訪問し、面会した国際プロジェクトコーディネータのRussell Armstrong氏の説明によれば受けた説明によれば、QCAとしては下位の成績の子どもの成績の上昇等に注目して欲しいと考えているとのことであった。

(64) “League tables 2006”. *Educationguardian*. December 7, 2006.

(65) 例えば、2006年全英校長会(The Association for All School Leaders; NAHT)の年次総会ではリーグ・テーブル廃止に向けた運動が承認された。

## (2) 教育水準局による評価—学校監察—

### (i) 組織の概要

教育水準局は、1992年に教育省<sup>(66)</sup>の一部であった勅任視学局が独立したもので、主な機能は、学校及び地方自治体の教育部門等、あらゆる年齢層を対象とした教育機関に関する監察<sup>(67)</sup>である。中等学校の監察は1993年から、初等学校及び特別学校の監察は1994年から開始されたが、これら学校監察の目的は次のように定義されている<sup>(68)</sup>。①学校の(独立した)外部評価を提供すること、②学校内に自己評価と改善の文化を育てること、③親に子どもが通う学校の質と基準を知らせること、④各学校の長所や短所を特定することで学校改善に寄与すること、⑤監察の結果に基づいて教育技能省への政策的アドバイスを行うこと、の5点である。監察結果はインターネットを通じて、一般にもアクセス可能になっている。

教育水準局は、各教育機関の監察を行う一方、自らについても下院に対する説明責任(ア

カウンタビリティ)を強く求められている。教育技能省は、毎年、年次報告書や会計報告書を刊行するとともに、下院教育・技能委員会でその活動状況が審議され『教育水準局の活動』と題する議会報告書で議会の勧告を受けることになっている<sup>(69)</sup>。

表1は、前述のフィンランド国家教育委員会とイギリス教育水準局について、規模や機能面から比較を行ったものである。教育水準局の監察機能はイギリスに特徴的で、フィンランドにおいては国家教育委員会ははじめどの機関も実施していない。ここに、トップダウン型で業績評価を特色とする英連邦型NPMの特質が、現れているといえる。

### (ii) 学校監察制度と監察の流れ

教育水準局の学校監察のシステムは、設立当初から3度の修正が行われている。1993年に開始された監察活動は、1996年に制定された学校監察法(School Inspection Act 1996)により<sup>(71)</sup>、

表1 フィンランド国家教育委員会とイギリス教育水準局の比較

	フィンランド国家教育委員会 (National Board of Education)	イギリス教育水準局 (Office for Standard in Education)
人口	約520万人	約5,000万人
設立年	1991年	1992年(教育省の一部であった勅任視学局が独立)
スタッフ数	350人	2,500人(うち、勅任視学官は250名 <sup>(70)</sup> )
上部組織	教育省	教育技能省
予算規模	3,602万ユーロ(約55億8,390万円)	2億400万ポンド(約481億4400万円)(うち、学校監察予算は6,000万ポンド:約141億6,000万円)
主な業務	ナショナル・コア・カリキュラムの策定 ナショナルアセスメント(学力テスト) の作成と評価	学校、地方自治体の教育部門等の監察

(出典) 筆者がイギリス教育水準局作成資料*The work of Ofsted* 及びフィンランド国家教育委員会資料*Statistics Finland Education in Finland 2006* (いずれも、イギリス及びフィンランドにて入手)、その他を基に作成。日本円は、それぞれ1ユーロ=155円、1ポンド=236円として計算。なお、イギリス教育水準局の監査対象地域は、イングランドのみである。

(66) 英国政府の教育部門である教育科学省は、1992年に科学部門が切り離され教育省となったが、1995年には雇用訓練部門を吸収して教育雇用省が創設された。その後、2001年に雇用部門が分離し、教育技能省となっている。

(67) 沖清豪「イギリスにおける中央集権的視学・監査制度の機能変容」『教育制度学研究』10号, 2003.11.

(68) 筆者がロンドン・ブリティッシュカウンシルで入手したThe Office for Standards in Education(教育水準局)作成資料“The work of Ofsted”より訳出。

(69) 沖清豪「イギリス型学校評価の実像」『教育』735号, 2007.4, pp.80-81.

(70) 同上, p.82によれば、勅任視学官の数は421名とされている。

(71) 同法はHMSOオンライン〈<http://www.opsi.gov.uk/acts/acts1996/1996057.htm>〉で閲覧可能。

そのシステムが精緻化されるとともに、監察のサイクルは4年から6年に延長された。その後2000年の2度目の修正では、監察活動の長期化や煩雑さを解消するため、前回の監察で優れた評価を得た学校は二回目以降の監察活動が短期化・簡素化される短期監察が導入された<sup>(72)</sup>。2005年教育法<sup>(73)</sup>による3度目の修正を受け、現在は、学校の自己評価を中心に据えた監察活動となっており<sup>(74)</sup>、これは初期の監察方法<sup>(75)</sup>と比較すると大幅な変更といえるだろう。

イギリスにおける学校監察の特色として、監察そのものは教育水準局の担当官が行うのではなく、契約機関が、個別監察ごとの契約に基づき、学校訪問や報告書作成を行う点が挙げられる。そして、これら機関の多くは民間企業等が母体となっている<sup>(76)</sup>。

現在の学校監察の実施の流れは、次の通りである。まず監察対象となった旨の通知を受けた学校長は、予め教育水準局作成の自己評価フォーム（Self-evaluation-form：SEF）に必要事項を記載のうえ、教育水準局に送付する。その後、自己評価フォームに基づき監察官が各学校に関する理解を事前簡易報告（Pre-Inspection-Briefing）として作成するほか、Performance and Assessment Reportと呼ばれる報告書<sup>(77)</sup>（以下「PANDA報告書」とする。）を作成する。同報告書には、全国学力テスト結果も掲載されているが、変数として掲載されている指標は付加価値（Value Added）ではなく、文脈上付加価値（Contextual Value Added）である。これは、教育技能省の統計調査*Pupil Level Annual*

*School Census*（児童生徒レベル・年次学校センサス）を利用し、各学校の人種構成、特別支援教育を必要とする児童の比率、母語（第一言語）が英語以外の児童数、無償給食受給資格率などの要素を加味したうえ、全国学力テストの達成度を判断したものである。この指標では、学力向上にマイナス要因と考えられるこれらの要素を持つ児童が多い学校は、同程度の成績上昇であっても高く評価される算定方法が取られており、算定結果は教育水準局の最終的な学校評価の一項目となる。

監察チームは、訪問日の2日から5日前に学校に訪問の連絡を行う。1-5名から成る監察チームは、事前に自己評価フォームとPANDA報告書から訪問校の基礎知識を得た上で、学校に1.5日から2日間滞在し、監察を実施する。監察終了後、監察チームは監察結果<sup>(78)</sup>を3週間以内に各学校に通知すること、学校は、結果を受け取ってから5日以内に結果を保護者及び児童生徒へ報告することが義務付けられている。

学校の総合的な評価は、①優秀（Outstanding）、②良好（Good）、③可（Satisfactory）、④不十分（Inadequate）の4段階にランク付けされる。不十分と判断された学校は改善必要校（Notice to Improve）または特別措置対象校（Special Measure）に分類され、学校改善の措置を行わなくてはならない。それでも改善されない場合には、学校理事会の機能を停止して地方教育当局が直接運営を行うほか、最終的には閉校処分となることもある。通常各学校が監察を受ける

(72) 詳細は沖清豪「OFSTEDによるインスペクション（査察）とそのアカウントビリティ」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』49巻1号、2003年に詳しい。訪問期間が1週間程度と長く、授業参観や保護者・生徒・教師との意見交換などさまざまな活動が行われたうえで、報告書が作成されていた。

(73) 2005年教育法第5条から第12条までが「監察（Inspection）」についての規定である。同法はHMSOオンライン〈<http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2005/20050018.htm>〉で閲覧可能。

(74) 沖 前掲注(69), p.83.

(75) 沖 前掲注(72).

(76) 同上, pp.11-12.ただし、現在では民間企業5社に限られているという。

(77) 教育水準局が、インターネット上で公開する各学校の報告書以外に作成する報告書。一般に非公開とされるデータも提供されており、監察に資するほか、各学校の自己評価を促進する目的がある。

(78) このときの報告は短いもので、6ページ程度であるという。

間隔は3年ごとであるが、問題のある学校には、これより頻繁な監察が実施される<sup>(79)</sup>。

### (iii) 監察方法の改善

先述の通り、学校監察は、これまでに3度の改善が行われている。2005年度以降に開始された現在の監察制度の大きな特徴としては、自己評価フォームにまとめられた学校の自己評価を評価の中心に据えたほか、教育水準局が監察を委託する対象を5つの比較的大きな民間組織に限定したこと、また、これら民間組織が行う監察については教育水準局及び勅任視学官が責任を持つことなどが挙げられる<sup>(80)</sup>。このほか、評価方法の合理化（訪問期間の短縮化、訪問チームの小規模化）が行われた結果、事前準備時間が減少し、以前と比較して一般教職員の負担が軽減されたと評価されている<sup>(81)</sup>。その一方で、監察チームの滞在期間が短縮されたことから、監察チームは、学校長作成の自己評価フォームと関連資料に基づいた監察を行うことに、多くの時間を費やすことになる。そのため、自己評価フォームの作成や関連資料の作成業務が校長の大きな負担となっている<sup>(82)</sup>。

このように、イギリスにおける教育水準局の監察活動は、3度の改善によって現在では学校からある程度受け入れられるものとなっている<sup>(83)</sup>が、なおさまざまな問題を抱えているという指摘<sup>(84)</sup>もある。日本において教育評価機関の導入を検討する際には、イギリスにおける教育水準局の監察活動の変遷を踏まえた、入念な検討が必要であると思われる。

おわりに

本稿では、教育におけるNPMの手法として、フィンランドの教育評価機関である国家教育委員会と、イギリスの学校監察機関である教育水準局の活動を紹介するなかで、両国の教育評価制度について、学力評価のひとつである学力テストを中心に概観してきた。

既に述べたように、英連邦型NPMの手法で第三者評価を積極的に導入してきたイギリスでは、教育水準局の監察過程において、学校の自己評価を中心に据えた評価活動へシフトが進んでいる。また、北欧型NPMが導入されているフィンランドにおいては、1988年に国による視学官制度が廃止されてからは、基本的に第三者評価は実施されておらず、現在まで学校の自己評価中心の教育評価が行われている。このことから、自己評価を中心とする評価法を北欧型NPM手法の典型例と考えると、英連邦型NPMとして代表的な教育水準局の監察が自己評価制度を導入していることは、英連邦型NPMは、少なくとも教育分野においては、北欧型NPMへシフトしつつある傾向と捉えることも可能ではないだろうか。

フィンランド及びイギリスの教育評価の現状は、我が国における学校の第三者評価制度の設計において、多くの示唆を与えてくれるものと思われる。また、我が国でも2007年4月24日、ほぼ40年ぶりとなる悉皆の全国学力調査が行われた。過去の悉皆調査は、型にはまった調査と結果への疑問、過度の政治的闘争、学力競争の

(79) 教育水準局は監察のみを行い、学校改善については地方教育当局及び各学校が努力することとなっている。

(80) 沖 前掲注(69), p.82.

(81) 筆者が2006年12月11日に訪問した、前掲Dalmain Primary SchoolのElizabeth Booth校長の説明による。

(82) 同上のElizabeth Booth校長によれば学校は監察チーム滞在用に一室を用意し、自己評価フォームに加えて評価を証明する関連資料を膨大に用意する必要があり、実際監察チームは多くの時間をこの審査に費やしているため、学校内の授業観察等の時間は少なくなったという。

(83) 同上Dalmain Primary Schoolの校長、教職員は、全国学力テストにより学校の序列化やQCAのカリキュラムには批判的であったが、教育水準局の監察活動については「学校改善のための良い機会」として肯定的に捉えている。

(84) 沖 前掲注(69), pp.83-84.

激化、などの問題が生じて中止された経緯がある<sup>(85)</sup>ことから、特にデータの利用方法にお

いて、両国の制度設計は大いに参考になると思われる。

(よしだ たみこ 文教科学技術課)

---

(85) 「転換点に立つ文部行政」『時事通信 内外教育版』1815号, 1966.12.6, p.4.